

愛知
働くもののいのちと
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館

本館306号 TEL・FAX 052-883-6966

mail ZAP03421@nifty.ne.jp

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

2・15首都圏争議総行動に参加して

争議解決へ歴史的な行動

愛労連副議長 伊豆原 直

スミケイ9争議の全面解決をめざして、愛知からの団長として首都圏争議総行動に参加した。早朝宣伝から、全日空と住友生命への抗議行動に続き、昼休みの国土・交通省前行動など愛知からの参加者みんなが精力的に行動したし、八田ひろ子参議院議員も駆けつけて激励していただいた。メインの住友軽金属本社前行動のあと、20名もの「要請団」がスミケイ本社に乗り込んだ。「名古屋製作所の9争議を一括して、本社の責任で解決のテーブルにつけ」この一点でのやりとりでした。

残念ながら明確に「約束を取ることはできなかった」が、要請団からの「労働者の人権を守ることは企業の責任」「いまが企業としてマイナスを無くするチャンス」などの迫力で、当初は「司法の判断に任す」といていた会社側が、「みんなの声を社長に伝える」との態度に変わったことは、行動の成果だと思います。

名古屋から52名が参加し、「絶対に負けられネー」と大きな力を発揮したと思う反面、夜行バスの状況に耐えられる程「もう若くないナイナァー」とも思いました。

参加者の感想

2.15首都総行動までには足の疾患が治らないかと思い続けてきたがだめだった。従って新幹線組に入った。この朝出がけに座薬をお尻に突っ込んで出かけた。総勢52名現地は200名集会で成功。10年前には思いも寄らなかった。しかし、会社はなかなか自主交渉のテーブルにつかないようだ。これを突破するには、社会的包囲行動と共に、職場での運動の発展が必要と思われる。徹底した門前ビラ、社宅そして職場での宣伝活動がいるだろう。そして遺族の苦しみの実情を職場の中に持ち込み、労働者・職制の心を揺るがし続けることが大切と思う。アルミの檻事件では、数百名の集会とデモがだめ押しになった。最終的勝利のためには、さらに大きな集会とデモがいるのではと痛感している。



(愛知県争議団事務局長 渡辺三千夫)

鈴木龍雄さんの
ぜん息
「過労死裁判」

全国初のぜん息過労死名高裁控訴審

12年間待ち望んだ「労災認定」

2002年3月15日(金) 判決 PM1:10

私たちが鈴木過労死裁判に関わって7年が経過します。名古屋地裁で「労災認定」判決を勝ち取ったにも拘わらず、未だに労災が認定されていない事態は、残念でなりません。12年もの間、労災認定を求めて闘ってきた遺族の方の思いは、私の比ではないでしょう。

「なぜ、死ぬまで働くの？」誰もがいただく素朴な疑問でしょう。誰も死ぬと思って働いているわけではないでしょう。でも、そんな不安を抱いて働いている方は多いかも知れません。

厳しいこの不況下、当たり前のようにリストラと称する解雇・転籍・早期退職が行われています。また、サービス残業も横行しています。誰が好きで解雇・転籍・退職・サービス残業などするもののでしょうか。企業社会では自由にももの言えない厳しい実態が多くあるのだと思います。

龍雄さんの場合も、デスクワークへの配置転換の願いが叶えられていたならば、死なずに済んだかもしれません。この裁判の勝利は、労災認定を勝ち取ること。そして、職場での安全衛生の確立、労働者の権利の擁護の闘いなのです。

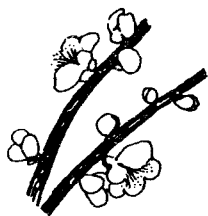
ただ一人の労働者の死亡事件ではありません。ぜん息による過労死裁判は、全国でもきわめてまれな裁判として注目されています。

一刻も早く労災認定されるよう、3月15日の判決を目前に控え、多くの方のご支援を心よりお願い致します。

鈴木龍雄さんの過労裁判を支援する会

3月15日判決日の行動

8:00~9:00	三の丸・裁判所前宣伝
12:30~13:00	判決前集会（裁判所西側）
13:10~	判決 （大法廷予定）
14:00~	記者会見（報告集会）
15:30~	労働局への申し入れ
16:30~	ご苦労さん会



2.15で
スマiley本社前で



労基法違反は蔓延・我慢も限界

UFJブランドとは何？

UFJ銀行（東海銀行と三和銀行が合併）が2002年1月15日にスタートしました。

その日から毎日昼食を取るのが夜5時～7時となっており、就業規則で決められた時間に、昼食休憩が多くの支店で、与えられていません。

労働基準法第34条では、使用者は「労働時間が6時間を超える場合には1時間の休憩を、労働時間の途中に与えなければならない。」となっています。

UFJ銀行は労基法違反をやめ、職員に「昼食休憩時間」を与えるべきです。

東海銀行（現UFJ銀行）は 松井労災事件の早期解決を

15年前、病院で「特に異常は見受けられない」と診断された松井靖夫さんは、いつものように仕事をしていましたが、顧客とのやりとりの最中に倒れ、亡くなりました。

誰がみても労災なのに、東海銀行は「たまたま死んだ」と労災扱いにしませんでした。

遺族は、平成10年（1998年）東海銀行を被告に、損害賠償請求裁判を起こし、以下の二点の認定を求めています。

①「松井のような死」を二度と起こさない職場環境にしてほしい。

（職場で、「安全配慮義務」の確立を）

②「労災と認め、謝罪と補償」を求める。

厚生労働省が「顧客とのトラブルがあった場合も労災認定を」という通達を出しましたが、UFJ銀行は、私たちの要求をかたくなに拒んでいます。職員への健康管理は、UFJ銀行の責任です。国の流れにそって松井事件を解決し、職員の健康管理を最重点に行うよう要求しています。

UFJ銀行は「労基法違反」をやめよ

私たちの指摘が現実には！

2000年の秋、私たち銀行産業労働組合は、東海銀行と三和銀行の合併・統合に対し、「白紙撤回を求める」見解を発表しました。

その内容は・・・

- ①合併に対し、従業員・お客様の不安が広がっていること
- ②店舗の統廃合で利用者のサービス低下や、従業員への過密労働・サービス残業が増加する懸念があること。

③国民・地域への利用者への社会的責任と公共的役割を果たすことに
ならない。従業員に対しては雇用・生活・権利を守ること。

今、UFJ銀行の窓口でのサービス低下、職場の中で起こっている様々な労基法違反問題などの状況はまさに私たちが指摘してきたことが現実となっています。

労基法違反をやめさせ、健康で明るく働ける職場を —— みんなで声を出し、職場を変えよう ——

副支店長が過労で倒れた。預金の役付けが蒸発した。など合併前からの超過密労働は、様々な犠牲を生んでいます。

旧東海銀行の職場において合併前は、バックレス（後方事務のセンター処理）で人員を減らし、合併後は後方事務方や役付者不足で仕事が溜まり、内部事務を担当するパートさんからも「教えてくれる人がいない」「帰宅時間になっても帰れない」との不満の声があがっています。統合を前倒しにしたスピード違反に耐えきれず次々と職場の仲間が辞めています。

労旧三和銀行からも『銀産労』へ加入

2月5日（火）旧三和銀行から4名の仲間を迎えました。4名の仲間は、合併による不利益変更を是正するよう要求書を提出しました。要求書の内容は次のとおりです。

- （1）特定日の日数を元に戻し、特定日の解消スケジュールを明らかにすること。
- （2）所定労働時間の延長を従前に以内にすること。
- （3）新賃金制度「処遇制度の変更」時の移行手当を定年まで保障すること。
- （4）移行手当を時間外手当の対象とすること。
- （5）始業前の時間外労働の割増賃金を復活すること。
- （6）女性行員の制服について、希望者には従来どおり銀行負担で支給すること。

お知らせ

フランス旅行を楽しみませんか!!

労働者が安全にそして健康に働き続けられる職場づくりに関心が高まっています。日本に比べると、一周先を走っているEU諸国との交流を計画し、交渉していたところ、フランスの一県労連（パリ近郊）が受けてくれることになりました。（交流中の滞在費の負担もうけもってくれそうです。）目下、具体的な内容を調整しています。決まり次第案内書を作りますが、興味のある方、参加希望の方は、下記までご連絡下さい。

旅行日程 6月15日（土）～24日（月） **旅行費用** 約35万円

連絡先 愛知働くものの健康センター TEL&FAX 052-883-6966 担当 近森

金丸裁判に傍聴者あふれる

金丸裁判とは

この事件は、2001年1月から2月にかけて、ゆたか福祉会「つゆはし作業所」（知的障害者支援授産施設）に指導員として勤務する金丸理津子さんが、職場の問題から「うつ病」に罹患し（経過を理解してもらうために公表することについて金丸さんの了解を得ています）、そのことを上司や理事は知ったにもかかわらず、1ヶ月の内、半分も泊まり勤務があり、しかも一人勤務体制の「つゆはし生活ホーム」（知的障害者生活施設）への人事異動が命じられたことに端を発しています。

金丸さんは体調不良を訴え、「現状ではこの人事異動は引き受けられない。」と申し出ましたが、「異動を引き受けないということはゆたか職員としてあり得ないこと。」「出来ないイコール退職表明となる。」として、ゆたか福祉会は、金丸さんの言い分を全く聞き入れず、態度を変えませんでした。体調不良に加えて、異動問題ででのやりとりで精神的に追いつめられた金丸さんは、医師の診断を得たうえ、病氣療養休暇を取得しましたが、その間に上司は内容証明郵便を金丸さんに送り、「休職申請」を検討するよう伝えてきました。金丸さんがこれに従い、診断書を付けて、3ヶ月間の休職届を提出したところ、今度は、1年間の休職を業務命令として指示し、人事異動に変更がないこと、休職期間中に職場へFAXしたり、労働組合の会議に参加することは不規則な動きなので止めるようにと警告してきました。

金丸さんとしては、人事異動に、全く健康状態を考慮してもらえないこと、復職後の職場や、職場環境に不安を覚えたこと、医師の指導もあったことから、弁護士を代理人としてゆたか福祉会との交渉を行おうとしました。ところが、ゆたか福祉会は、金丸さんの代理人の弁護士からの文書を、第三者の介入であるとして、受け取りを拒否しました。そして、全職員研修会で金丸さんの問題を取り上げ、席上、金丸さんの了解もなく、「うつ病」と金丸さんの病名を全職員に公表し、金丸さんの行為を「ゆたか福祉会、綱領実践そのものへの攻撃」と一方的に非難しました。

代理人による交渉も拒否された金丸さんは、2001年11月8日、人事異動の無効や復職などを求めて名古屋地方裁判所に提訴しました。

3月5日、名古屋地方裁判所1101号法廷開かれる

この金丸さんを支援し、人権を守る集いを企画しようと14名の呼びかけ人が集まり、集会と裁判の傍聴を呼びかけました。3月5日の裁判では傍聴席は満席で2名が立っていました。その後、弁護士会館での説明会では35名が集まり、高木弁護士が40分ほど事件の概要を説明したあと、意見が交換されました。

ゆたか福祉会で働いている障害者のおかれている条件を点検する必要がある。これは金丸さん個人の問題だけではない。障害者やそこで働く労働者の問題でもある。

労働組合が職場の要求を集めてその実現を図る様子が見られない。自己批判や反省・教育ばかりが強調され、踏み絵が日常化されているのは異常だ。

全職員に金丸問題の真相を知らせて、良心的な労働者の心に訴えることが大切だ。

ゆたか福祉会やその労働組合を信頼して自浄力をつけて内部から改革することが大切だ。などの意見が出されました。また、和解条件もいくつか不足していることが指摘されましたが、弁護団は検討するとのことでした。

この裁判が和解で解決したとしても、金丸さんが職場復帰してからが本当の闘いの始まりであり、長い期間みんなで見守っていかうとの意見が出されました。

金丸さんのご両親や大学時代の友人も参加されました。最後に原告金丸さんが決意表明をして、1時間30分にわたる説明会を閉会しました。

おかしいぞ！
団体定期保険

怒りの団体署名 2,179 筆

—目標の2,000筆達成!!ご協力ありがとうございます—

おかしいぞ!「団体定期保険」近藤裁判の団体署名の取り組みは、2001年8月から開始しわずか8ヶ月ですが、名古屋高等裁判所へ、9月5日に427筆、10月15日に793筆、12月19日には540筆と合計で1,760筆を提出してきました。

その後も全国から署名が送られてきて、2002年1月に目標の2,000筆を達成し、2月28日現在、団体署名は2,179筆となりました。

集まった署名は、全国から労働組合だけでなく、俳句の会、山岳会、民謡の会の名前も見られ、会社が保険金を横取りする「団体生命保険」に対する国民の怒りが大きく広がっていることを示しています。皆様方のご協力に心より感謝申し上げます。また、今後も勝利判決に向けてご支援をお願いいたします。

VDT労働衛生管理新基準について

いのちと健康全国センター 佐々木 昭三

2002年3月に、厚生労働省から「VDT作業における労働衛生管理のありかた」（新指針）が出されます。これは、1985年に出された「旧指針」の改訂新指針です。

近年、労働者の9割以上がコンピューターを使う労働になり、VDT作業が長時間・過密労働のうで、精神疲労をはじめ健康上さまざまな問題があるなか、VDT労働における作業の基準と労働衛生管理（健康を守る予防）を示すものです。

全国センターとしては、「VDT労働衛生プロジェクト」をつくり、働くものの立場から要求をまとめ、厚生労働省交渉を行ってきました。新指針では、その交渉の内容が反映されたものになっています。また、中央労働災害防止協会のVDT労働実態調査結果や産業衛生学会VDT作業研究会などの調査や研究、それに国際労働基準も反映したものになっています。しかし、この新指針を活かすためには職場の労働安全衛生委員会や労働組合の活動が重要です。

東京社会医学研究センター季刊誌「労働と医学」春季号に、「新指針」の全文と私のまとめた解説文が掲載されますので参照して下さい。
(愛知健康センター副理事長)

厚生労働省通達出る！長時間労働規制の強力な決めで！！

通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策」

厚生労働省は、過重労働による健康被害や過労死を防ぐための総合対策を2月14日までにまとめ、都道府県や、日本医師会など関係する約140団体に通達しました。

2001年12月、過労死の労災認定基準を緩和したことを受け、月80時間を超える残業が長期間続いた従業員らには、産業医による保健指導や健康診断を受けさせるよう企業に求めています。

通達は、企業などが取るべき措置として、

- (1) 時間外労働の削減
- (2) 有給休暇取得の促進
- (3) 健康診断の徹底実施

などを明記。残業などの時間外労働を「本来、臨時的なもの」と位置づけ、月45時間以下とするよう求めている。また、残業時間が45時間を超えた場合、過去の健康診断の結果や作業環境などを産業医に知らせ、面接による医師の指導を受けさせたいうで、必要ならば健康診断を受診させるよう義務づけている。

労働基準法などに違反して、過重労働で健康被害を出した企業には、再発防止の指導に加えて、法的処分を含めて厳正に対処するとしている。2001年12月に見直された過労死認定の新基準では、従来は脳や心臓疾患で倒れる約一週間前からの仕事の負担判断していたものを、「蓄積疲労」を認めて、発症前6ヶ月間の就労状態を考慮することなどに改めました。

ホットニュース (過労死認定基準が改定された後の判例を紹介します)

甲子園での死、労災と認定

1999年夏の全国高校野球大会で、学校法人石川高校（福島県石川町）野球部総監督の柳沢泰典さん＝当時54歳＝が、甲子園球場スタンドで観戦中にくも膜下出血で倒れて死亡した問題で、須賀川労働基準監督署（同県須賀川市）は、1月31日、柳沢さんの死を過労やストレスによる労災と認定しました。

厚生労働省は、2001年12月、労災の認定基準を緩和し、長期間にわたる疲労の蓄積を考慮するため、勤務状況の評価期間を従来の「原則として発症一週間」から「発症前6ヶ月間」に変更しました。同省によると、旧基準で対象外だったケースの労災認定は、裁判係争中に新基準適用が認められた6件を除き、全国初めてとのこと。

和歌山地裁、過労自殺に賠償命令

和歌山県新宮市の農協職員だった男性＝当時56歳＝が自殺したのは過重労働が原因として、遺族が農協側に1億1,400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、和歌山地裁は、2月19日、1,800万円の支払いを命じました。磯尾正裁判長は、「男性の自殺と業務遂行との間に因果関係が認められ、農協には安全配慮義務違反などの過失が認められる」と、判決理由を述べました。

判決によると、男性は新宮農協（現みくまの農協）直営のガソリンスタンドで所長を務めていました。1997年7月末、台風による河川の増水でスタンドが浸水し、機械類が破損するなど被害を受けました。しかし、農協は短期間での業務再開を指示。男性は、早朝から深夜まで復旧作業などに追われ、同年8月15日ころから不眠になり、8月22日に自殺に至ったものです。

土川事件で和解が成立

大阪の土川事件（23歳の女性デザイナーが2年間にわたる超長時間労働に従事し、退職1週間後の98年4月にクモ膜下出血で死亡したことについて、会社を被告として99年4月大阪地裁に提訴した、約1億円の損害賠償請求訴訟）が、2002年2月7日、急遽、和解が成立して解決しました。

既に1月28日に結審し、4月22日に判決言渡しが決まっていたましたが、結審の前日に被告側から和解の申し入れがあり、2月7日の和解で、こちらの提示した和解案を全面的に受け入れることで和解成立となったものです。

和解条項の骨子は、下記のとおりです。

1. 解決金の支払い

会社と渡部社長は、原告ら（土川純一・慶子）に対し、本件についての解決金として、連帯して合計金4000万円を、3年以内に分割して支払う。

2. 抵当権の設定

渡部社長は、1の債務の履行を担保するため、自宅（マンション）に抵当権を設定する。

3. 労災手続への協力

会社と渡部社長は、亡由子の、本件クモ膜下出血の発症が、会社における長期間にわたる過重な業務に起因するものであること認め、原告らが今後進める亡由子の死亡についての労災保険金請求手続に対し、誠意をもって、可能な限りの協力を行う。

4. 謝罪

会社と社長は、亡由子の健康に配慮せず、過重な業務に従事させたことにつき、原告らに深く謝罪するとともに、今後は関係法令・通達等を遵守し、社員の業務管理・健康管理に全力を尽くし、二度と同様な事態を起こさない努力をすることを約束する。

2月7日午後5時から、記者会見を行いました。

松丸弁護士がコメントした本件和解の意義は、次のとおりです。

- ①新認定基準の積極面が威力を発揮し、新認定基準後初めての民事訴訟で和解が成立した。
- ②東京の脇山事件、山梨の横内事件など、最近、若年者の過労死が多発しているが、基礎疾患のない若年者の過労死について和解が成立した意義は大きい。
- ③被告が安全配慮義務違反を全面的に認めて遺族に謝罪し、今後過労死を発生させない職場を作っていくことを約束させた意義も大きい。

今後は、11月29日に天満労基署に行った労災申請の手続で、業務上の認定を勝ち取っていくことに全力を尽くすことになります。

以上、ご報告しますとともに、支援していただいた皆さんに、深く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

効果的な安全衛生活動を実現するため 安全衛生関連行事に合わせた計画を

安全衛生関係のさまざまな行事が年間を通して実施されています（下表参照）。

全国安全週間や全国労働衛生週間などが代表的なものです。このような全国的な行事に合わせて、具体的な実施要項を定めれば、作業員への周知を図る上でも効果的です。例えば、全国安全週間には安全パトロールの強化を、全国労働衛生週間には健康づくり活動や作業環境の見

直しなどが実施項目として考えられます。

年間計画の意義は、事業場での問題点や課題を一年間という期間で計画的に解決していくところにあります。計画作成に当たっては、作業員から幅広く意見を聞き、安全衛生委員会などの担当部署で審議を重ね、実行ある年間計画作成を目指していただきたいと思います。

下表 平成14年 安全衛生関係行事予定

月	行 事	主 唱・主 催	実施期間	月	行 事	主 唱・主 催	実施期間
1月	・平成13年度年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会	平13・12/15～1/15 平13・12/1～1/15	7月	・全国安全週間	厚生労働省、中央労働災害防止協会	7/1～7
	・防災とボランティア週間	国土交通省、消防庁	1/15～21	8月	・電気使用安全月間	経済産業省	8/1～31
2月	・生活習慣病予防週間	厚生労働省	2/1～7		・防災週間	国土交通省	8/30～9/5
	・職場における健康診断推進運動	㈱全国労働衛生団体連合会 中央労働災害防止協会	2/1～28	9月	・防災の日 ・全国労働衛生週間準備期間 ・救急の日 ・秋の全国交通安全運動 ・クレーンの日	国土交通省 厚生労働省、中央労働災害防止協会 厚生労働省、消防庁 総務省、警察庁 ㈱日本クレーン協会、 ㈱ボイラ・クレーン協会	9/1 9/1～30 9/9 9/21～30 9/30
3月	・春の全国火災予防運動	消防庁	3/1～7	10月	・全国労働衛生週間	厚生労働省、中央労働災害防止協会	10/1～7
	・建築物防災週間	国土交通省	3/1～7		・体力づくり強調月間	総務省	10/1～31
4月	・世界保健デー	厚生労働省	4/7	11月	・ボイラーデー	㈱日本ボイラ協会	11/8
	・春の全国交通安全運動	総務省、警察庁	4/6～15		・秋の全国火災予防運動	消防庁	11/9～15
5月	・禁煙週間	厚生労働省	5/31～6/6	12月	・平成14年度年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会	12/15～平15・1/15 12/1～平15・1/15
6月	・全国安全週間準備期間	厚生労働省、中央労働災害防止協会	6/1～30				
	・土砂災害防止月間	国土交通省	6/1～30				
	・危険物安全週間	消防庁	6/2～8				

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月 日	事 件 名 ・ 内 容	法 廷 な の 時 間
3月5日(火)	ゆたか作業所（不等配転）金丸裁判	地裁 1101号 PM1:10
3月9日(土)	金丸さんを支援し人権を守る集い	女性会館 PM6:00～8:00
3月13日(水)	住軽金（強制出向）鈴木裁判 結審 予定	地裁 1101号 AM10:00
	健康学校実行委員会	健康センター PM6:30
3月15日(金)	鈴木龍雄（過労死）裁判 判決 （法廷前集会 12:00 集合）	大法廷
3月19日(火)	名海運輸（損害）林裁判 結審	地裁 1101号 AM10:00
3月20日(水)	松井裁判支援する会ビラ配布	UFJ銀行前 AM7:30
3月27日(水)	スミケイ運輸（不当労働行為）林事件和解	地労委 PM1:00
4月3日(水)	松井過労死裁判（損害賠償）	地裁 601号 PM1:10
4月6～7	全国地域センター交流集会	京都コープイン
4月10日(水)	中電（過労自殺）藤田裁判	地裁 1101号 PM1:30～3:00
4月13日(土)	労働問題研究会理事会	労働会館 PM2:00
4月16日(火)	トヨタ（過労自殺）田島裁判	高裁 1001号 PM1:00～3:00
4月24日(水)	住軽金（団体生保）川本裁判 判決	高裁 1001号 PM1:00
4月26日(金)	過労死問題判例研究会	水野法律事務所 PM6:30
5月1日(水)	教職員部会	健康センター PM6:30

健康学校のお知らせ

場所：労働会館 時間 PM6:30～9:00

日程 5月15日（水）講師：鈴木安名医師「メンタルヘルスについて」

5月22日（水）

5月29日（水）

6月4日（水）

）詳細は検討中（メンタルヘルスシリーズの予定）